

司法修習生に対する給費制復活を求める決議

1 司法修習生に対する給費制は、2011年11月採用の新第65期司法修習生から廃止され、本年11月からは、給費制廃止後5期目となる第69期司法修習生が修習を開始することとなる。

2 給費制の目的は、修習専念義務を課された司法修習生に金銭を支給することによって、修習に専念できる環境を担保し、国民の基本的な人権の擁護を担えるだけの能力を有した法曹を育てることにあり、給費は国民の税金によって賄われることから、国民の権利擁護の期待に応えなければならないという使命感の醸成のきっかけとなる側面も有していた。

このように、給費制は、司法修習生個人が法曹資格を取得することを超えて、公共的・公益的な目的で設けられた制度であり、受益者負担の発想から給費制を廃止したことは、事の本質を見誤っているというほかない。

3 予備試験の合格率が3%台と低く、大半が法科大学院を経て法曹となる現状では、貸与制の利用によって法曹志願者の経済的負担はさらに重くなり、金銭的な理由で法曹の道を諦める者も増えている。

給費制の廃止下で修習を受けた者からは、修習を送るために必要不可欠な書籍代や学習会等への交通費や参加費などに十分な費用を充てられていない生活実態が報告されており、給費制廃止下の修習では、公共的・公益的な高い専門性と教養・素養を身につけた法曹養成の目的を果たせていないという現状が明らかとなっている。

さらに、司法修習生に対するアンケート結果によると、大学や法科大学院卒業までの奨学金の負債も含めると、修習修了時点で借金が1000万円を超える者もおり、そのような多額の借金を抱えた状態で弁護士活動を開始した者は、一様に経済的な不安を抱えることとなり、公益的な活動に支障が出ることは明らかである。

4 このような給費制廃止による弊害を受けて、給費制廃止が修習生個人の権利を侵害し、司法制度全体にも悪影響を及ぼしているとして、数百名にのぼる新第65期、66期及び67期の弁護士が、給費制廃止違憲訴訟を各地で提起している。

15年6月3日に行われた院内集会では、国会議員の本人出席が49人、代理出席が80人にもものぼった。参加者数は約390人となり、過去最大規模の集会となった。

15年6月30日には、法曹養成制度改革推進会議決定において、貸与制の前提を外したとも捉えられる提言がなされており、今後法改正への動きは加速していくと思われるが、貸与制による弊害を取り除くためには、単なる司法修習生への経済的支援にとどまらず、給費制の完全復活及び既に給費制廃止下で修習を受けた者への救済措置を講じる必要がある。

5 受益者負担の発想からの給費制の廃止は、法曹の公共的・公益的性格を弱め、ひいては司法の機能を弱めることになりかねないものである。

自由法曹団は、今後も、国民の権利を擁護するために、法曹の公共性、公益性を守り抜き、司法修習生に対する給費制の復活を求めて、全力を挙げて奮闘する。

2015年 10月19日
自由法曹団 宮城・蔵王総会